

# 広島県教育委員会会議録

令和 2 年 2 月 1 4 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年2月14日（金） 13：00開会

14：37閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

近藤いずみ

3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福島一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
特別支援教育課長	三浦直宏

## 教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について		
日程第2	第5号議案	「広島県特別支援教育ビジョン」について	1
日程第3	第6号議案	「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について	3
日程第4	報告・協議1	令和元年度「授業の匠」認証者の決定について	5
日程第5	報告・協議2	令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について	6
日程第6	第1号議案	令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	7
日程第7	第2号議案	令和元年度メイプル賞（第2回）の受賞者について	7
日程第8	第4号議案	銃砲刀剣類登録審査委員の任命について	7
日程第9	第3号議案	教職員人事について	7

平川教育長： それでは、時間になりましたので、ただ今から本日の会議を開きます。  
直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、議案提案前の内部検討を行うものであり、第2号議案は、個人の表彰者の選考に関する案件、第3号議案は、個別の人事に関する案件、第4号議案は、委員の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第2号議案、令和元年度メイプル賞第2回の受賞者について、第3号議案の教職員人事について、第4号議案の銃砲刀剣類登録審査委員の任命については公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第5号議案 「広島県特別支援教育ビジョン」について

平川教育長： それでは、第5号議案、「広島県特別支援教育ビジョン」について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 広島県特別支援教育ビジョンについて御説明いたします。

本議案につきましては、昨年10月に素案を御協議いただき、その後実施したパブリックコメントの結果を1月の本会議において報告し、協議いただいております。本日はこれらの御意見を踏まえて修正し、最終案として御提案いたします。

まず、昨年10月にお示ししたビジョン改訂素案からの変更箇所について御説明いたします。

1 ページ目、資料の4枚目でございますが、「1 特別支援教育の理念」でございます。多くの方々からのインクルーシブ教育に関する御意見がございましたことから、最初にインクルーシブ教育システムの構築に係る県教育委員会の考え方について記載しております。

このほか、13ページでございますが、「3 特別支援学校における教育の充実」の項において、「イ 職業的自立を促進する取組」の「今後の取組」の中で、卒業後の生活の質の向上は大切であるという御意見を頂いたことから、生徒等の生涯学習への意欲向上へ向けての取組を行うことが分かるように記載を変更いたしました。これ以外にも、直近で新たに公表された指標等のデータを記載しております。

次に、改訂する「広島県特別支援教育ビジョン」の概要等について御説明いたします。2枚目に趣旨と概要をまとめたものをお示ししております。

「1 趣旨」といたしましては、現行ビジョンを改訂し、令和10年度を数値目標の達成期間として、施策の基本方針等を示し、改訂する旨を記載しております。

次に、「ビジョン」の概要でございますが、特別支援教育の理念については、現行ビジョン策定以降、障害者権利条約の批准、学習指導要領の改訂等があり、個に応じた教育の充実が、より求められることになったことから、現行ビジョンの理念を継承、発展することといたしております。

改訂したビジョンのポイントでございますが、「支援体制の整備」といたしましては、これまでの取組により特別支援教育の支援体制はおおむね整いましたので、改訂するビジョンでは中身づくりに力を入れたいと考えております。通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった多様な学びの場の充実のほか、障害の状態が異なる一人一人の児童生徒に一貫した指導・支援を行うため、個別の計画等の作成、活用等を進めてまいります。

次に、「教育の専門性の向上」につきましては、これまでの取組でも小・中学校における専門性の向上に課題があったことから、学びの場に応じた研修のほか、特別支援学級担任や通級による指導の担当教員に特化した認定講習の実施などによる免許状保有率の向上、特別支援学校教員の複数障害種免許状取得の促進を進めてまいります。また、「特別支援学校における教育の充実」につきましては、職業的自立を促進する教育の推進や、新たにICT活用の促進、知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備等を実施してまいります。広島県特別支援教育ビジョンの本編につきましては、3枚目以降にお示ししております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： これまでの協議のパブリックコメント等を生かして中身を変えていただいて、良いビジョンになっていると思いますので、是非これから、御説明のとおり専門性の向上等の施策を着実に実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

菅田委員： 「教員の専門性の向上」のところの地域の中核となる教員の育成というのは、具体的にはどのようにしていかれるのかということと、その人はもう異動しないということになるのでしょうか。

三浦特別支援教育課長： 地域の中核となる教員の育成については、これまでも取り組んでおりまして、通級の指導の担当者、また、今年度におきましては自閉症、情緒障害特別支援学級の担任をしている教員を各市町教育委員会から推薦していただいて、研修を継続的に実施したところでございます。それらの教員に各市町に戻って中核的な役割を果たしていただきたいという思いでございます。また、引き続きこういう研修ができるかどうかということを検討しながら実施してまいりたいと思いますけれども、異動等につきましては市町教育委員会の考え方もあろうかと思いますが、推薦していただくときに、中核となる教員、今後活躍していただける教員を推薦していただくという条件でございますので、そういう役割を担っていただくという意識はあると考えております。

細川委員： アの「支援体制の整備」の中で、一番下に書かれております「特別支援教育の保護者等への理解啓発」でございますが、今までもやっていたいただいておりますが、新ビジョンになりまして、もっとこうなりましたよというようなことがありましたらお聞かせをいただければと思うのですけれど。

三浦特別支援教育課長： 新たなビジョンで更に追加するということではなくて、これまでと同様に、引き続き、本県の特別支援教育の理解を得られるように努めてまいります。

細川委員： 理解いたしました。特別支援学級に通う子供を特別支援学校へ進学をさせてはどうかというのは、私たち地域の人間としては感じているのですけれども、保護者の方がこの学校でということと、特別支援学校へお進みにならないケースもあります。特別支援学校で専門性の高い教育を受けた方が、その子供さんの将来のためにも良いのだということと、もう少し保護者に御理解いただくために、今より以上に何か働き掛けがあるのかなと感じていたのですが、その辺のところも含みましての何か、特別にお感じのことはありますか。

三浦特別支援教育課長： 小・中学校の特別支援学級に通っている児童生徒の中には特別支援学校で学ぶ方がよい児童生徒もいるのではないかと思います。保護者の希望により小・中学校に通っているというケースもございますし、逆に特別支援学校に就学していても、小・中学校へ通わせたいという願いを持っていらっしゃる保護者の方もいらっしゃいました。教育委員会といたしましては、その子その子の障害の特性に応じて、その子が一番成長できる、学習できる場が望ましいと考えております。それにつきましては、「障害のある子供と保護者のための教育支援ガイドブック」というものを毎年発行して、ホームページに

も掲載させていただいて、保護者の手元にも届くように努めているところでございます。引き続き、ガイドブックの充実であるとか、周知であるとかということに努めて、本日に障害のある子供たちにとって個別最適な学びが選ばれるように、引き続き就学指導に努めてまいりたいと考えております。

細川委員： もう1点、特別支援学級で学ぶ子供たちは、全てが手帳を持っているわけではないので、手帳を持っている子供さんと持っていない子供さんがいらっしゃるということもありますが、手帳がない子供さんを見ている学級というのは、職員の数が、手帳を持っているクラスよりもちょっと少ないということをお聞きしたことがあって、しかし、障害があることは同じではありますので、その辺のところ、現場が少し苦勞をされているところもあるようでございます。現場の実情に応じて、そういうところを柔軟に御配慮いただけたらと感じているところです。少しポイントが外れたかもしれないのですが、先ほど申し上げたことに関連したことでございました。保護者等への理解啓発を子供さんの実情もしっかり見ながら、これからもお願い申し上げたいと思います。意見でございます。

志々田委員： こういう教育ビジョンとか教育の計画というのは、基本的に10年刻みであるのですけれども、これだけ変化の激しい社会の中では、この10年のビジョンが本当に10年持ち続けるかどうかということも分からない状況に、今なってきていると思うので、ここに書かれたものを達成することが10年間の役割ではなくて、ここに書かれている以上に変化するものがあれば、計画を変える必要はないと思うのですが、柔軟に対応できるような体制というものも併せて持っていていただかないと、教育計画自体の大きなバランスを崩すことにもなると思うので、ビジョンができたからこれを達成するという目標のために説明するのではなくて、その次に行くための計画なのだということを、特に特別支援教育に携わってくださっている皆様に伝えていかなければと思います。とても良いビジョンになっていると思います。以上、意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案の賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 第6号議案 「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について

平川教育長： 続きまして、第6号議案、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」推進企業の表彰について、三浦特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

三浦特別支援教育課長： 資料1ページの「1 表彰制度の趣旨」を御覧ください。企業との連携・協力による職業教育の充実を図るため、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」という登録制度を作り、支援企業の募集を行い、今日現在、登録企業数は367社となっております。登録制度の詳細につきましては、資料4ページの登録制度実施要綱を御覧いただきたいと思います。

この制度に登録した企業のうち、特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進に著しく貢献した企業について、その功績を称え、表彰を行うものでございます。職場見学や職場実習などの受入れや、特別支援学校技能検定への協力など、企業のサポート実績を把握、点数化し、その合計点数が高い企業を表彰いたします。

なお、表彰に係り、今年度、選考基準の改定を行いました。資料6ページを御覧ください。この表彰要領は昨年度までの古いものです。これまでは、企業が雇用した卒業生の人数や実習等の受入人数を点数化していたため、大企業に比べ中小企業が評価されにくいという課題があったことから、選考基準を一部見直しました。資料1ページに戻っ

ていただきまして、「2 表彰対象企業」の(1)から(3)が見直した選考基準となります。受け入れた人数ではなく、一人若しくは1回でも取組があれば1点加算し、それらの取組を3年以上続けた企業等に更に1点加点し、その合計点の高い企業5社程度を表彰することといたしました。資料2ページの(4)のとおり、今年度は得点の高かった、社会福祉法人若菜様、特定非営利活動法人広島自立支援センターともに様、株式会社第一ビルサービス様、株式会社チューゲイ様、医療法人好縁会様、広島内外美装株式会社様の6社を表彰するように考えております。今後この企業表彰を継続実施し、企業の登録促進や就職支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 特別支援学校の就職にこれだけたくさんの企業の方たちが御協力いただいていることは本当にありがたいことだと思っています。具体的にはどのような形で表彰したり広報したりするのか、教えてください。

三浦特別支援教育課長： 昨年度まではヒューマンフェスタの会場で教育長が表彰しておりました。しかしながら、なかなか広報が行き届かなかったのか、マスコミ等に来ていただけなかったということでございますので、今年度は教育長室で教育長から3月末に表彰式を行いたいと考えております。

志々田委員： 多様な人たちの共生社会を作っていく上で、表彰すべき優良企業だと思います。こういう会社が表彰されることは、うちの会社も頑張ろうと言ってくくださる方たちが増えていくことにもなると思うので、是非ともいろいろなところで広報、工夫を重ねていただければと思います。以上、意見です。

細川委員： いつも株式会社フレスタ様は優秀な得点で表彰されているのですけれど、特にフレスタ様がということではないのですが、この件について、表彰を受けた企業から何か御意見とか御要望がありましたら教えていただければと思います。

三浦特別支援教育課長： 特段、この表彰について意見を頂いているということはありません。

細川委員： 全くこれとは違いますけれども、先日、私の企業も「Teamがん対策ひろしま」の登録企業にさせていただいたのですが、こういう表彰をされたり登録されることが企業のイメージアップになったり、業界のイメージアップになることは間違いないのですよね。その辺のところ、例えば清掃業の業界の方が特別支援の関係において、例えばこうしてほしい、ああしてほしいというようなことが出てきても良いのかなという気もするのです。例えば、がん対策だったら桃太郎旗をくださって、「会社の前にこれを立てておいてください」とか、そしたら登録事業所ということが傍目にも分かるわけですよね。業種によっては特にそういうことをされた方が良いのではないかなというところを感じます。教育長室で表彰していただいて、それがマスコミに流れて、それでお知りいただくこともありましようけれども、そういう目に見えることで何か御支援をしていただいたら、企業も積極的になりやすいですし、業界、登録企業・表彰企業のイメージアップにもつながるような気がいたしますので、御一考いただければと思います。

三浦特別支援教育課長： 貴重な御意見を頂きありがとうございます。今、行っているのは、「特別支援学校就職サポート隊ひろしま」のロゴマークを御使用いただけるようにしております。また、登録された企業につきましては、県のホームページにおいて公開をさせていただいておりますが、それ以外に、先ほどの旗とか、どういうことができるのか、また検討させていただきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、令和元年度「授業の匠」認証者の決定について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 令和元年度「授業の匠」認証者の決定について報告をいたします。資料を御覧ください。

「授業の匠」は、広島県教育委員会が、教科等の指導力が特に優れた教員を「授業の匠」として認証することで、授業力向上の意欲を一層高めるとともに、認証された教諭の優れた実践を広く県内に公開することにより、他の教諭の授業力向上に資することを目的に、平成27年度に制度化したもので、これまで49名の教諭が「授業の匠」として認証されており、今回が3度目の認証者の決定となります。

これまでと同様、広島市を除く公立小・中学校、義務教育学校、県立学校及び広島県尾道南高等学校に勤務する教諭のうち、教職経験年数10年以上の者で、教科等の指導において高い専門性に裏付けられた実践的指導力を発揮している者を対象といたしました。

令和元年5月から7月にかけて募集したところ、17名の推薦がありました。その後、教科等の担当指導主事が実際の授業を見て授業評価等を行い、最終的に小学校2名、中学校1名、高等学校1名、特別支援学校2名の合計6名を「授業の匠」に認証することとしました。

「授業の匠」に認証された教諭は、今後、広く授業を公開し、校外からの授業参観の要望に応じていき、他の教諭の授業力向上に資することを担い、活躍していくこととなります。

今回、「授業の匠」に認証された6名に対しましては、2月20日木曜日、県庁において認証式を行い、認証書と認証バッジを県教育委員会から授与いたします。

今後とも広島県全体の教育力の向上に努めてまいります。説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 一度こういう先生方の授業を見てみたいなどいつも思うのですけれども、何か機会がありますか。

山田教職員課長： 指導教諭であったり、以前、エキスパート教諭として認証していた者については、給料上の処遇の部分、それから、実際に分掌を束ねて指導を行うという部分がありますので、指導教諭についてはいろいろなところへ出掛けて、指導・助言を行うということがあります。

この「授業の匠」というのは、どこの学校の誰の授業が上手いのかという認証制度であります。当然、処遇も今までと変わりません。そういった中で、近隣の学校の教員が、少し校内で行き詰まったときに、そういった教諭の授業を見て、少しヒントをもらおうと、そういう意味合いの認証ということでもありますので、できましたら是非学校訪問の際に、「授業の匠」の授業を見ていただければと考えております。

志々田委員： 手本となる視点はいろいろな視点があるのだらうと思います。なので、授業が秀でている人というのは、なるべくたくさんの方にモデルとして見ていただける機会を作っていくこと、これはただバッジを渡して、「あなたは立派な人ですよ」と言うだけではなくて、その方たちが例えば新しいカリキュラムの開発者になっていってくれたりだとか、この認証以降、どのようにこの方たちに活躍してもらえるのかということがとても大事なことだと思いますので、是非とも活躍の場が広がるように、皆さんで支えて、せっかくの匠たちを上手く活用するのは教育委員会の役割だと思いますので、是非とも支援をしていただければと思います。以上、意見です。

中村委員： これは2年に1回なのですか。

山田教職員課長： はい。

中村委員： 最初が30名で次が19名で今回は6名ということは、何か傾向的にあるのか、それとも基準を厳しくしたのか、どんな感じなのでしょう。

山田教職員課長： 当初のところでは言いますと、「学びの変革」を進めていく上で主体的な学びという部分での授業力ということでもあります。今の段階は、例えば総合的な学習の時間と教科との往還というルール、カリキュラムマネジメント、段々と求められるものが変わってきていると。そういう意味で、授業が秀でている者というのが、4年前に認証したときと変わってきていると思っております。「学びの変革」を全県展開していく中で、各学校が何



が優れているのかという部分を、整理をしていかないといけないと考えており、こういう「授業の匠」の中身についても、そういったことも考えていかないといけないと考えているところで、そういう意味で、推薦の部分は減っていると考えております。

中村委員： されているのかもしれませんが、せっかく認証された教員の授業を何かもっと幅広く参考にできるような、映像に撮って誰でも見られるようにするとか、いろいろな教員に参考にしてもらいやすい工夫をしてもらったら良いのかなと思いました。意見です。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

#### 報告・協議 2 令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の日程について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 公立学校教員採用候補者選考試験に係る日程について報告させていただきます。

来年度実施いたします、令和3年度教員採用候補者選考試験につきましては、オリンピックとパラリンピックの日程に配慮した上で、おおむね例年どおりの日程で考えております。第1次選考試験につきましては、7月18日土曜日に実施したいと考えております。受験者全体の約6割強が既卒者であるという実態から、より多くの受験者が参加しやすいよう、今年度同様、来年度も土曜日の実施としております。

なお、優秀な人材を多く集めるため、広島市内の受験会場に加え、福山会場も設けております。

また、第1次合格発表を8月5日水曜日に行い、第2次選考試験を8月20日木曜日から22日土曜日の3日間で、そして最終合格発表を9月25日金曜日に行うこととしております。

現職教員を対象とした特別選考及びグローバル人材を対象とした特別選考、教職経験者、英語は、受験者が参加しやすく、新学期の開始に差し障りがないよう移動日を考慮し、8月23日日曜日に実施したいと考えております。このように、7月22日から8月9日のオリンピック、8月25日から9月6日のパラリンピック会期中は受験者の移動がないように設定しております。

なお、広報活動につきましては、近年、新たに教員養成課程を設けた大学へ出向き、説明会を実施したり、広島県で教員をすることの魅力を発信したりするなど、今後、場所や内容を検討し、一層、受験者確保に向けて取り組んでまいります。

選考試験内容等につきましては、引き続き人物評価を重視した選考となるよう検討中でございます。

報告は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： いつもお聞きするのですが、受験者の方から意見、要望等はございますか。

山田教職員課長： 日程については、特には聞いておりません。

細川委員： これは本県と広島市の選考試験の日程なのですが、広島市との絡みで何か特別変わるようなことがございますか。

山田教職員課長： 日程を検討するところから広島市と話をしておりますので、特別に変わるということはありません。

細川委員： 毎年、小学校教諭の倍率については憂慮するところがあるのですが、日程の問題ではないとは思っているのですが、何とか令和2年度では、小学校を志望する候補者の方が増えるように、何とか力を注いでいただければなと思っております。その辺について何かございますか。

山田教職員課長： この場でも何度か説明をさせていただいているのですが、倍率のところにつきましては、新卒についてはほとんど減っていない状況ではございます。しかしながら、近年、大量退職に伴って採用数を増やしているという部分、さらには、今年度から欠員の部分を埋めるべく、更に採用数を増やしているという部分がございます。そういった、採用数を増やしている中で、既卒の受験者が採用されてしまって減っている、全国的にも取

り合いになっているところがございます。

そうした中で、何とか教職の魅力を発信するとともに、40代前後の、教員の年齢構成の不均衡の一番薄い部分について採る方法がないかと、今年度も教員関連職フェアを開催して200名の方に参加していただいたところです。そういったことも含めて、何とか採ることができないかということも検討しながら、受けてもらえるような工夫をやっていけたらということで、今しっかりと検討をしているところでございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:38)

#### 【非公開審議】

第1号議案 令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

令和2年広島県議会2月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 令和元年度メイプル賞（第2回）の受賞者について

令和元年度メイプル賞（第2回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 銃砲刀剣類登録審査委員の任命について

銃砲刀剣類登録審査委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案－1 教職員人事について

高等学校教諭の窃盗の疑いに係る人事措置（停職 3月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案－2 教職員人事について

高等学校教諭のセクハラ行為及び体罰に係る人事措置（停職 2月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(14:37)

# 広島県教育委員会会議録

令和 2 年 3 月 1 6 日

広島県教育委員会

# 広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年3月16日（月） 13：00開会  
15：07閉会

## 1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

## 2 欠席委員

なし

## 3 出席職員

教育次長	長谷川信男
管理部長	池田克輝
教育部長	福嶋一彦
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	生田徳廉
理事	榊原恒雄
総務課長	江原透
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
文化財課長	白井比佐雄
学校経営支援課長	山本聖典
高校教育指導課長	竹志幸洋

## 教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第1号議案	広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について	1
日程第3	第4号議案	広島県重要文化財の指定について	7
日程第4	報 第1号	令和2年広島県議会2月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について	9
日程第5	第2号議案	広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について	10
日程第6	第3号議案	教職員人事について	10

平川教育長： ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員、近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどよろしくお願いいたします。

( 承 諾 )

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますがいかがいたしましょうか。

細川委員： 第2号議案及び第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

( な し )

平川教育長： ただ今細川議員の発議について、採決いたします。

第2号議案の広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について、第3号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第2号議案、第3号議案を公開しないで審議することといたします。

#### 第1号議案 広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について

平川教育長： それでは、第1号議案、広島県教育委員会規則及び広島県教育委員会訓令の一部改正について審議いたしますが、改正する規則等が複数ありますので、担当ごとにまとめて説明させていただきます。

それでは、第1号議案の1から3について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 議案の具体的な説明に入ります前に、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されること等につきまして、その概要を御説明申し上げます。お手元に参考資料としてお配りさせていただいております総務省作成資料「会計年度任用職員制度について」をお願いいたします。

1 ページ目の下段の表は、地方公務員の職につきまして、任用根拠別に現行制度をまとめたものでございます。この度の見直しにつきましては、表の右側、「臨時・非常勤職員」について、臨時的任用の厳格化や会計年度任用職員制度の創設などがなされたものでございます。

2 ページをお願いいたします。上段の点線枠囲みの中に、臨時・非常勤職員数の推移がございまして、こちらにございまして、近年の多様化する行政需要に対応するために、全国的に臨時及び非常勤の地方公務員が増加し続けてきた状況がございまして、一方で、現行の地方公務員法におきましては、いわゆる嘱託員のような勤務形態の非常勤職員について、取扱いが明確に定められていないため、それぞれの地方公共団体において、取扱いがばらばらとなっているという課題がございました。また、臨時的任用職員につきましても、本来緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度とされておりまして、こうした趣旨に沿わない運用が見られる状況がございました。

こうした状況を受けまして、2 ページの下段にございまして、非常勤の地方公務員の任用等に関する規定を整備するために法律が改正されまして、来年度から会計年度

任用職員制度が導入されることになってございます。

また、2の地方自治法の一部改正にございまして、これまで地方の非常勤職員は国と異なりまして、労働者性が高いものであっても、期末手当を支給できないなどの課題があったことから、この新たな会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給を可能とするなどの規定の整理が行われたところでございます。

また、臨時的任用職員につきましては、その対象につきまして、国と同様に「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化をするということになってございます。

それでは、この法の改正の影響を受けまして、改正を行う3件の教育委員会訓令につきまして御説明を申し上げます。

資料の1ページをお願いいたします。職員のサービスの宣誓における上級の公務員を定める規程の一部を改正する訓令について御説明を申し上げます。

職員のサービスの宣誓につきましては、条例により「新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、サービスの宣誓をする」とこととされており、この訓令では、その「上級の公務員」を定めてございます。

先ほど御説明申し上げましたとおり、臨時的任用職員の任用が厳格化されることを踏まえまして、臨時的任用職員がサービスの宣誓を行う際の「上級の公務員」につきまして、正規職員等の場合と同様に扱うこととするために規定の整理を行うものでございます。

続きまして、第1号議案の2の1ページをお願いします。

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

この訓令は、本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する一般職の職員に係る勤務時間及び休暇等に関して必要な事項を定めているものでございます。非常勤の会計年度任用職員は、常勤の正規職員等と同様に、一般職に位置付けられることとなりますけれども、常勤の正規職員等とは勤務時間等の制度に違いがあることから、この訓令の対象者から会計年度任用職員を除くための規定の整理を行うということになってございます。

なお、会計年度任用職員に係る勤務時間及び休暇等に関して必要な事項につきましては、別途整備する予定としてございます。

続きまして、第1号議案の3の1ページをお願いします。広島県教育委員会事務局等の職員の人事評価に関する訓令の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

この訓令は、本庁、地方機関及び学校以外の教育機関に勤務する職員の人事評価に関して必要な事項を定めているものでございます。

この度、臨時的任用職員の任用が厳格化されることを踏まえまして、現在、除外対象となっている臨時的任用職員につきまして、正規職員等と同等に、人事評価の対象となるよう規定の整理を行うものでございます。

説明は以上でございまして、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の1から3の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 議案ではないのですが、最初に説明いただいた会計年度任用職員制度についての2ページ目のところです。「処遇上の課題」の課題3のところに書いてある「労働者性の高い非常勤職員に期末手当の支給ができない」という、この「労働者性の高い」というのはあまり聞かない言葉のように思うのですが、それはどういう意味ですか。

江原総務課長： 同一の労働を行っている者に関しては同一の賃金を支払うということになってございます。一般職員同様に業務を行っていながらも期末手当の支給がされていないという場合において、この度の整理をするということになってございます。

中村委員： つまり、やってもらっている仕事のレベルが高いのにと。

江原総務課長： 非常勤という形だと特別のこの職という形で任用する場合なのですが、朝の10時から4時までという通常の勤務みたいな形で毎日来る場合は、業務自体も一般職員とあまり変わらないような業務をしているということによって労働者性が高いということなんです。

近藤委員： そもそものところをもう一度教えてもらいたいのではございますけれども、臨時的任用職員の方と非常勤職員の方というのが現行ではいらっちゃって、臨時的任用職員の方を会計年度任用職員とする法改正になるのですか。

江原総務課長： ちょっと分かりにくいのですが、お配りした総務省資料の1ページの表の右側、「臨時・非常勤職員」というのがございまして、この特別職非常勤職員と一般職非常勤職員、それから臨時的任用職員、3種類ございまして、この特別職非常勤職員と臨時的任用職員の、1と3を厳格化することをもって、2を含めた残りの部分を会計年度任

用職員と定めるということになってございます。具体的には、2ページにも少し触れておりますけれども、課題1にございますように、特別職非常勤職員に関しては、本来、専門性が高いものということになっておりますので、厳格化するという。臨時的任用職員につきましても、本来、緊急の場合等に選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度ということになってございますけれども、そういった厳格化をすると。残りの部分につきましては、会計年度任用職員と定めるということになってございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件について終わらせていただきます。  
第1号議案の1から3のそれぞれについて採決いたします。  
第1号議案の1に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の2に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の3に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の4から7について、山田教職員課長、説明をお願いいたします。

山田教職員課長： 広島県立高等学校等管理規則の一部改正及び広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部改正について説明をいたします。  
改正の内容は、3点でございます。

1点目は、県立広島叡智学園中学校及び高等学校において、令和2年4月から図書・メディアセンターの供用が開始されることにあわせ、学校図書に関する専門的職務をつかさどり、生徒の主体的な学びの育成に関する支援を行うことを目的とした「学校司書」の職を新たに設置することといたしました。この学校司書は、広島県立高等学校等管理規則第10条に追加し、併せてその職務についての規定の整備を行います。

2点目は、学校司書の設置に伴い、求められる標準的な職務の遂行能力について定めるものでございます。広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令第3条及び関係する別表へ、学校司書に求められる標準的な職務の遂行能力を追加するものでございます。

3点目は、総務課が所掌しております広島県教育委員会職の設置に関する規則の改正に併せての改正でございます。

令和2年4月1日から会計年度任用職員の導入に伴い、これまで設置してきた非常勤職員については、教育長が別途要綱を制定することとあわせ、広島県立高等学校等管理規則第10条第2項に定める非常勤職員に係る規定を削除するものでございます。

続きまして、第1号議案の5により、会計年度任用職員制度の導入に伴う県立学校の職員の勤務時間等に係る訓令の一部改正について御説明いたします。

(1) 県立学校職員の勤務時間に関する訓令及び(2) 職員の日直及び宿直の勤務時間等に関する訓令は、県立学校の一般職の職員の勤務時間等について定めるものでございますが、令和2年度から、同じく一般職の職員となる会計年度任用職員につきましても、非常勤の職員となりますので、その他一般職の職員とは勤務時間に係る制度が異なる



るものでございます。このことから、訓令を一部改正し、会計年度任用職員を適用対象としないための規定を整備する必要があります。

また、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続いて、第1号議案の6の職員の旅費の支給に関する規程の一部改正につきまして説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用職員の給与については、任期の定めのない常勤職員と同様に扱うこととなりました。これを踏まえ、県議会12月議会で職員の給与に関する条例の一部が改正され、令和2年4月1日から、臨時的任用職員の給与について、任期の定めのない常勤職員と同様の取扱いになったことを踏まえ、関係する規定が削除されるものでございます。また、今まで臨時的任用職員の赴任に係る旅費を支給する場合は、着後手当を支給しておりませんでしたので、臨時的任用職員についても着後手当を支給できるよう改正するものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日としております。

続きまして、最後になりますが、第1号議案の7、へき地学校等の指定基準及び指定に関する規則の一部改正について説明いたします。

へき地における教育水準の向上を目的とする、へき地教育振興法によりまして、へき地学校等に勤務する教職員に対しては、へき地手当等を支給しなければならないこととされており、本県におけるへき地学校等につきましては、このへき地学校等の指定基準及び指定に関する規則により指定し、へき地手当等を支給しているところでございますが、市町立学校の統廃合に伴い、へき地学校等を指定しております規則の別表を改正する必要があります。

対象となる市町は、安芸高田市でございます。安芸高田市立来原小学校及び安芸高田市立船佐小学校が廃止され、安芸高田市立高宮小学校に統合されます。この見直しの結果、令和2年度におけるへき地学校等の総数は、現在の66所属から65所属に減少することとなります。

なお、これらの規約改正の期日につきましては、本年4月1日としております。

第1号議案4から7の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の4から7の説明対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 第1号議案の4ですが、県立学校に学校司書という職を設置するということですが、これは、まずは広島叡智学園に学校司書を配置するということですが、その他の学校にもいずれ配置することがあるということですか。

山田教職員課長： 先ほど申し上げたように、学びの変革推進のために、特に広島叡智学園に必要であると。設置のタイミングとして、図書・メディアセンターの供用開始ということでやっているところでありますが、広島叡智学園が学びの変革を先導する学校ですので、そういう研究成果を将来的には県立学校全部に広げていく必要もあると考えております。現在のところは、司書教諭が図書館の整備をやっているという部分が主でありますけれども、そういったところが今回の配置によってどういった効果が得られるのかという部分が重要と考えておりますので、そういったことも将来的には視野に入れながら、研究してまいりたいと考えております。

菅田委員： ちょっと勉強不足なのですが、1号議案の6なのですが、「赴任に係る旅費を支給する場合は着後手当は支給しない」。この着後手当はどのような手当なのか。

山田教職員課長： 赴任に伴う住所又は住居の移転のために移転先以外の場所で宿泊した場合などに、要はホテル代であったりとか、こういったものを支給するものでございます。

志々田委員： 学校司書を配置するというのはとても良い試みだと思いますし、単なる本を貸し出すだけではなくて、メディアセンターという機能はかなり意識しながら置かれるのだと思うのですが、来年からということは、もう既にお願ひできそうな方がいらっしゃるということでしょうか。

江原総務課長： 選考試験を終えたところでございます。

志々田委員： 採用試験のときに学校司書で募集したということでしょうか。

江原総務課長： そのとおりでございます。

志々田委員： 人が増やされるとか、いろいろな機能が增やされるとか、なかなか今の学校の現状の中ではないので、是非活躍して下さっている人の姿を見ていただけるような広報とか、学校司書がいると、いかに子供たちの総合的な学習の時間や様々な教育課程

の中で効果があるのかということをしつかり検証していただければ、お金のかかることなので、どんどん増えていくとは思いませんけれども、やはりその機能が評価されれば、子供たちの学びにとって必要な学校司書の役割がはっきりするので、是非とも検証していただければと思います。意見です。

細川委員： 7番目のへき地学校等のことですが、今回の統廃合に伴った見直しというのは理解しているところでございます。この改正前の学校名を見ますと、昭和34年の文部省令ということになっているのですが、その後、この規則について見直しはございましたか。

山田教職員課長： へき地教育振興法というのは、昭和29年6月1日から施行されているところであります、その後に見直されております。

細川委員： それから60年余りたっているわけですが、ここに書かれている学校で、私としては、いわゆるへき地という感じがしない学校もありますし、これより別にもあるのではないかと、逆にそういう感じもしているところでありまして、その辺のところは、へき地という基準によってここに挙げられていると思うのですが、国道が改良されて、あと2年か3年すると、今よりもはるかに短時間で到着できる学校もございます。そういう中で、60年間ずっとこの学校がここに挙がっていたのですが、今後そういう時代の流れとか、道路改良とかによって見直される可能性はあるのでしょうか。

山田教職員課長： 委員が言われたように、交通の状況とかは、60年の間で変わっているところであります。そもそも、へき地教育振興法というのが、へき地における教育の機会均等という水準の向上を図るという目的を持ったもので、へき地における人材を確保するための手当という意味合いがあります。全県の教育の水準が一定に保たれるという意味合いにおいて、我々も全県一円に教職員を適材適所に配置をしていくことであつたりとか、そうしたことで広島県全域の教育が上がるように考えていきたいと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
第1号議案の4から7のそれぞれについて採決いたします。  
第1号議案の4に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の5に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の6に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の7に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
第1号議案の8と9につきましては、学校経営支援課と高校教育指導課からまとめて説明させていただきます。

それでは、第1号議案の8について、山本学校経営支援課長、説明をお願いいたします。

山本学校経営支援課長： 第1号議案の8によりまして、広島県立学校における運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について御説明をいたします。

学校運営協議会を規定しております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴いまして規則の一部を改正するものでございます。

資料の2ページの新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

今回改正いたしますのは、法律における学校運営協議会に関する規定が第47条の6から第47条の5に改正されるものでございまして、第1条のほか、第2条第2項、第9条及び第10条の条文の中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第47の6」を「第47の5」と改めるものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： 続きまして、第1号議案の9について、竹志高校教育指導課長、御説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： 第1号議案の9によりまして、広島県立高等学校学則の一部改正について御説明いたします。

この度の一部改正は、「1 提案要旨」に記載しておりますとおり、令和2年4月1日に施行される民法の改正により、保証に関する規定が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

民法の改正内容につきましては、資料2ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、上段の改正案の中ほど、第465条の2の第2項にありますとおり、改正後の民法におきましては、極度額の定めのない個人根保証契約は無効となります。「極度額の定めのない」とは、上限の金額が定まってないことを指し、「根保証」とは、一定の範囲に属する不特定の債務を指すことから、保証人となる時点ではどれだけの金額の債務を保証するかが分からない場合などが該当いたします。

具体的には、資料4ページを御覧ください。県立高等学校への入学者につきましては、保護者等から誓約書を提出させることとしております。このうち、高等学校が授業料を徴収する一部の入学者に係る誓約書につきましては、広島県立高等学校学則施行細則の様式第5号の2で定めております。この様式について、改正前の様式に記載されております「その他一切の責任」の部分、極度額の定めのない個人根保証契約に該当することから、改正後のとおり「その他の一切」の部分削除する予定でございます。

また、この様式の改正と併せて、資料3ページにお示ししております従来教育委員会が授業料を徴収する者のみが提出することとしておりました様式第5号の誓約書を、高等学校が授業料を徴収する者についても提出することとし、広島県立高等学校学則の一部を改正するものでございます。

なお、学則の改正案につきましては1ページに、新旧対照表につきましては5ページにそれぞれ記載しております。

施行期日につきましては、民法改正に併せて、令和2年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の第1号議案の8と9の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 第1号議案の9の「その他一切の責任」というところなのですけれども、とにかくこの子に係ることは一切保護者が責任取りますよという意味で書いていた言葉が悪用されて、どんどん高い金額まで保証しなければならなくなるので、そういうものがある場合には必ず明示しましょうというのが民法の改正だと理解したのですけれども、そういうことは分かっているながら、保護者がこの誓約書を書くときには、これまでだと、お金のことだけではなくて、例えばその子の安全だとか、その子の人権に関わるようなこととか、そういった様々なことも含めて「一切の責任」と言ってきたのではないかなと思うのです。そういった子供の人権や安心・安全に関わるようなところを保護者がきちんと学校と一緒に考えるというような、そういうお金とは違う価値のことについては消えないように、何か別の項目を立てるなり、何らかのストッパーがかかるようになっていいますか。

竹志高校教育指導課長： 今御意見頂きましたとおりで、この誓約書等を出す目的は大きく二つありまして、一つは、先ほど言われました授業料等の債務をきちんと保護者若しくは連帯保証人で保証しますよということと、もう一つは、保護者に対して、生徒が高等学校在学中に法令や

校則等を逸脱することのないように、保護者として指導監督する責任ということも含めて誓約書を出しておりましたので、この度改定いたしましたも、二つの誓約書を出してもらうようにしております。一つは、今の授業料もありますけれど、学校で学ぶに当たって保護者としての責任を取ってもらうと、一緒になって子供を育てるという意味での誓約書も出してもらうということで進めております。

志々田委員： 校則を違反したので、親が悪いとか学校が悪いとかというのではなくて、一緒に子供を育てるという意味で責任を分かち合うのだということがマイルドに伝わる文言にしていればと思います。権利だとか、義務だとか、責任だとかといったことが学校と保護者の間ではトラブルになりやすいですので、その辺り、言葉をいろいろな方に御相談いただいて、マイルドに覚悟し合える、責任を背負い合えるようなそういう文言にしてください。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。  
第1号議案の8と9のそれぞれについて採決いたします。  
第1号議案の8に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。  
続きまして、第1号議案の9に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

#### 第4号議案 広島県重要文化財の指定について

平川教育長： 続きまして、第4号議案、広島県重要文化財の指定について、白井文化財課長、説明をお願いいたします。

白井文化財課長： 広島県重要文化財の指定について御提案いたします。お手元の資料と併せて、スライドも御覧いただきながら御説明させていただきます。

広島県重要文化財の指定とは、広島県文化財保護条例第3条の規定により、県の区域内にある有形の文化財、すなわち建造物、絵画、工芸品や彫刻などのうち、本県にとって、歴史上又は芸術上の価値、あるいは学術的の価値の高い、本県の歴史と文化を語る上で欠かせない文化財を特定し、保護しようとするものでございます。

今回お諮りする木造弥勒菩薩坐像及び木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像は、平成30年9月28日付けで所有者の福山市・明王院から申請された物件でございます。明王院にある国宝五重塔の初層に安置されており、中央が弥勒菩薩像、向かって右が不動明王像、左が愛染明王像でございます。中央の弥勒菩薩像は、像高は52.7センチメートル、表情は端正で穏やかな慈悲相で、体はバランスが整い、ゆったりとした構えに格調の高さが表されており、着衣には截金や盛り上げ彩色による文様が施され、装飾的にまとめられております。

この像は、従来、大日如来像とされておりましたが、近年、掌に穴が確認され、ここにかつて弥勒菩薩の持つ宝塔があった可能性が高いことが判明いたしました。

五重塔内の柱に描かれた36軀の仏像に弥勒菩薩像が加わることによって、密教の世界を象徴する金剛界37尊が揃うことが確認されるなど、調査研究の進展により、弥勒菩薩像であることが考えられるようになったところでございます。

左右の不動明王像、愛染明王像は、像高が30センチメートル前後と小さな像でございますが、忿怒相と言われる怒りの表情が実に繊細な彫刻技術によって表されており、肉

身や着衣には、丹念に施された華麗な彩色・文様が残っております。また、各像の彩色や文様は五重塔の創建当初、初層の壁面や天井に施された荘厳画と共通するものが多いことから、この3体の仏像の制作年代も五重塔の創建された南北朝時代、1348年に近い時期の制作と見られるようになったところでございます。

この弥勒・不動・愛染の3体の組み合わせは、現時点で県内唯一の作例であるほか、弥勒菩薩像と愛染明王像は、これまで県内の国・県指定文化財の中にはございませんでした。

以上のとおり、本文化財は、彫技や装飾が繊細で巧みであり、仏師の高い技術と優れた造形感覚による制作優秀な作例であるとともに、南北朝時代創建の国宝五重塔と共通する制作当初の装飾が良好に残る稀少な像種の組み合わせであり、本県の歴史文化を語る上で貴重な資料に位置付けられることから、広島県重要文化財に指定することがふさわしいと判断いたしました。

なお、本件指定については、令和2年2月10日付けで広島県文化財保護審議会から適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 中村委員： せっかくなので、今回指定に至る経緯と言いまししょうか、きっかけのようなものがあつたら教えていただけますか。
- 白井文化財課長： 大日如来像から弥勒菩薩像への見直しが、平成31年3月に論文として公表されまして、それをもちまして、所有者の明王院の方から、価値が高いのではないかとということで申請を受けたところでございます。
- 菅田委員： 明王院は結構古くて、重要文化財の十一面観音像があります。それ以外に、最近、歌の上手な人。
- 白井文化財課長： 三十六歌仙ですか。
- 菅田委員： 三十六歌仙。あれらの文化財指定はどうなっているのですか。
- 白井文化財課長： 現時点では、国や県の指定にはなっておりません。市指定になっているかどうかは私どもの方では現在把握していないのですけれども、今のところ、そういう国や県の指定にしてほしいといった要望はいただいておりません。
- 志々田委員： 弥勒菩薩像のところにあつた宝塔はどこへ行ってしまったのでしょうか。
- 白井文化財課長： 分かりません。
- 中村委員： 県の重要文化財の指定というのは、所有者等から申請があつて、調査して指定に至るケースが多いということですか。
- 白井文化財課長： 御指摘のとおりでございまして、私どもの方でも、一覧は作成いたしておりますが、原則的には所有者の申請を待つてということになっております。
- 近藤委員： 五重の塔自体は、一般の人も見られると思うのですけれども、この像は一般の人が普通に見られる状態にあるのですか。
- 白井文化財課長： 基本的には安置されているだけで見ることはできませんが、一定の公開日が定められておりますので、そのときには御覧いただくことができます。
- 菅田委員： 先ほどのことに関連して、三十六歌仙も外部の人がたまたま見付けられて、これは価値あるものですよということで住職の方も驚いたということなので、実際ああいうところに住職さんが認識していない歴史的価値があるものも埋もれていると思うので、そういうところは、県が主体的に調査するというのを今後されるべきではないかなと思うのですけれども、いかがですか。
- 白井文化財課長： 国指定、県指定、指定に至る以前の文化財につきましても、既に平成元年、広島県立歴史博物館によって悉皆調査が行われておりまして、そのデータを私どもの方も共有いたしております。
- 細川委員： 今回のこの明王院の坐像が県の文化財指定になるわけですが、この坐像に限らず、県のそういう文化財に指定をされたものが県内の小・中・高校生にどのように伝えられて、また、勉強していただくのかということがございましたら教えていただきたいのですけれども。
- 白井文化財課長： 現時点では、歴史博物館、歴史民俗資料館の学芸員が郷土学習の一環で学校に依頼を受けて出向いて行って説明するといったことがほとんどでございまして、今後更にそれを充実させるということを検討したいと考えております。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。  
採決に移ります。  
原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。  
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報 第 1 号 令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報第 1 号、令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： 令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見につきまして御説明を申し上げます。

令和 2 年広島県議会 2 月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条により、知事から意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたことから、教育長に対する権限委任規則第 3 条第 1 項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして承認をお願いするものでございます。

この度承認をお願いいたします議案につきましては、令和元年度教育委員会関係補正予算案についてでございます。

資料の 1 ページをお願いいたします。まず、「1 令和元年度一般会計予算」の「(1) 歳入」について御説明いたします。補正予算額といたしましては、表の横軸の中ほどの「今回補正額」欄の一番下の段、「教育委員会計」欄にございますとおり、20 億 6,000 万円余の増額となりまして、最終予算額につきましては、442 億 6,000 万円余となっております。増額の主なものといたしましては、「国庫支出金」が 11 億円余の増及び「県債」が 15 億 6,000 万円余の増となっております。これらの増要因といたしましては、資料の下、点線囲みの「要求内容」をお願いいたします。

「G I G A スクール構想の実現」に向けた I C T 基盤整備事業でございますけれども、I C T を活用した効果的な教育を実現するために、三次中学校、広島中学校、県立高等学校 81 校及び特別支援学校 16 校におきまして、校内通信ネットワーク環境を整備するものであり、補正額は 30 億 9,000 万円でございます。この事業の財源として、国庫支出金及び県債につきましては、それぞれ 15 億 4,000 万円余の増としているところでございます。

それから、続きまして、「(2) 歳出」について御説明をいたします。表の横軸中ほどの「今回補正額」の欄の一番下の段、「合計」欄にございますとおり、18 億 7,000 万円余の減額がございます。主な増減につきましては、資料の 2 ページをお願いいたします。

「(3) 歳出経費区分別内訳」により御説明いたします。まず、一番上の欄の「一般事業費」についてでございますけれども、21 億 9,000 万円余の増となっております。具体的な増減の要因につきましては、内訳の「施設整備」におきまして、先ほど申し上げました「G I G A スクール構想の実現」に向けた I C T 基盤整備事業の新規実施等によりまして 26 億 9,000 万円余の増となっております。その内訳の「その他」の欄につきましては、教育委員会ワークサポート事業や非常勤講師の報酬などの実績が見込みを下回ったことなどによりまして 4 億 900 万円余の減となっております。次の「職員給与費」につきましては、支給対象者が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、40 億 5,000 万円余の減額となっております。

続きまして、「(4) 繰越明許費」についてでございます。繰越明許費として 34 億 2,000 万円余を計上してございます。これは主に、I C T 基盤整備のための校内 L A N 整備工事、県立学校施設のコンクリートブロック塀等改修工事などにつきまして、事業費を繰

り越す必要が生じたということでございます。

次に、「2 令和元年度高等学校等奨学金特別会計予算」についてでございます。貸付者数が見込みを下回ったことなどから、5,000万円余の減額を行うものでございます。

なお、3 ページ、4 ページには、項目別の歳出内訳を掲載してございます。

以上が今回追加提案いたしました教育委員会関係の議案でございます。教育委員会の関係課が確認をいたしまして、内容に問題がなく、同意することが適当であることから、教育長が臨時代理をし、2月25日付けで同意する旨の回答をしてございます。御承認のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： 今回の御説明の中で、歳出の職員給与費40億強の減少は、支給対象者数が当初見込みを下回ったからということなのですが、これは40億円分だけ採用すべき職員が採用できなかったということですか。

江原総務課長： 具体的に申し上げますと、まず、支給対象者の平均給与単価と見込み人数の減、この二つによりまして、まず24億円余の減ということと、それから、今年度の退職者に関しまして若干増になっているということ、それから、共済費につきまして臨時的任用職員数の減に伴い、18億円余の減額となったところでございます。

中村委員： つまり採用難というか、職員の未充足というか、そういうところが表れているという大ざっぱに言えばそんな感じなのでしょう。

江原総務課長： 採用の減ということよりも、少し高めの数字を組ませていただいた職員給与につきまして実績が下回っているという実態がございまして。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

( な し )

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり承認されました。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13:52)

#### 【非公開審議】

#### 第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について

広島県教育委員会規則の一部改正及び広島県教育委員会訓令の制定について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

#### 第3号議案 教職員人事について

事務局及び学校等の定期人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:07)